

造 林 事 業 請 負

1 号（盛岡地区 地拵・植付外 3）

入 札 説 明 資 料

令和 8 年 1 月 1 6 日

盛岡森林管理署

設計図書等の閲覧・交付確認書

令和 年 月 日付け入札公告があった造林事業請負に関する設計図書等について、次のとおり
閲覧又は交付を受けしました。

会 社 名	
-------	--

1 設計図書等の閲覧

閲覧年月日	令和 年 月 日
閲覧者氏名	

2 設計図書等の交付

交付年月日	令和 年 月 日 時 分
交付を受けた 者 氏 名	(電話 :)

- ☐ 入札説明書(提出様式類含む)
- ☐ 東北森林管理局競争参加契約入札心得
- ☐ 入札公告(写)
- ☐ 造林事業請負契約書(案)
- ☐ 事業内訳書
- ☐ 造林事業請負標準仕様書
- ☐ 条件因子表
- ☐ 特記仕様書
- ☐ 図面(5千分の1及び2万分の1)
- ☐ 国有林野事業造林事業請負契約約款
- ☐ 現場説明に対する質問回答書
- ☐ その他〔 〕

注1) 交付を受けたい者は、希望する設計図書等に☑を付すこと。

交付を希望しない理由

造林事業請負契約書（案）

- 1 事業名 造林事業請負（盛岡地区 地拵・植付外3）
- 2 事業場所 岩手県盛岡市藪川字町村山国有林外
- 3 事業量 地拵12.02ha 植付12.02ha 下刈68.94ha
除伐2.99ha 除伐Ⅱ類3.41ha
- 4 事業期間 令和 年 月 日から（契約締結の翌日）令和8年11月30日まで
ただし、作業種別又は箇所別の事業期間は、別紙事業内訳書のとおり
- 5 請負金額 金 円也
（うち取引に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税」という。）額
金 円也）
- 6 選択条項 別冊約款中選択される条項は次のとおりである。
（適用されるものは○印、削除されるもの×印。）

適用削除の区分	選択事項		選択条項
×	契約保証金の納付		第4条第1項第1号
×	契約保証金の納付に代わる担保となる有価証券等の提供		第4条第1項第2号
×	銀行、発注者が確実と認める金融機関等の保証		第4条第1項第3号
×	公共工事履行保証証券による保証		第4条第1項第4号
×	履行保証保険契約の締結		第4条第1項第5号
×	支給材料及び貸与品		第15条
	部分払	月1回以内	第38条
×	前金払	分の 以内	第35条第1項
×	中間前金払		第35条第4項
×	国庫債務負担行為に係る契約の特則		第40条

7 支給材料及び貸与物件

品名	品質規格	数量	引渡予定場所	引渡予定月日
なし				

8 特約事項

別紙 1 のとおり

上記の事業について、発注者と請負者は、各々の対等な立場における合意に基づいて、本契約書及び令和 年 月 日に交付した国有林野事業造林事業請負契約約款によって公正な請負契約を締結し、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

また、請負者が共同事業体を結成している場合には、請負者は、別紙共同事業体協定書により契約書記載の事業を共同連帯して請け負う。

本契約の証として本書 2 通を作成し、当事者記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

発注者	住所	岩手県盛岡市北山二丁目 2 番 4 0 号
	氏名	分任支出負担行為担当官
		盛岡森林管理署長 山口 孝 印

請負者	住所	
	氏名	印

特約事項（造林事業）

農林水産省では、専門家による検討等を重ね、今般、野生いのししにおけるアフリカ豚熱（以下、「ASF」という。）の感染確認時の具体的対応が取りまとめられ、都道府県へ通知されたところ。

ASFは、ASFウイルスが豚やいのししに感染することによる発熱や全身の出血性病変を特徴とする致死率の高い伝染病であり、ダニによる媒介、感染畜等との直接的な接触により感染が拡大し、有効なワクチンや治療法はなく、発生した場合の畜産業界への影響が甚大であることから、我が国の家畜伝染病予防法において「家畜伝染病」に指定され、患畜・疑似患畜の速やかな届出とと殺が義務付けられている。

このことから、下記について遵守すること。

記

1. 平時における対応について

山林での作業用の靴の履き分けや、下山時や帰宅時の靴及びタイヤの土落とし等、感染防止対策に協力すること。

また、野生いのししの死体発見時には死体が所在する県の家畜衛生部局に速やかに通報するとともに、当該森林管理署等へ連絡すること。

2. 感染の疑いが生じた場合の対応

ASF対策として、野生いのししの感染が確認された場合の各県が実施する防疫措置に基づき、消毒ポイントにおける消毒の実施や帰宅後の靴底の洗浄消毒等に協力すること。

また、各県の行う立入制限等の防疫措置等を踏まえ、本契約に係る作業を一時中止する可能性がある。

一時中止となった場合は、国有林野事業造林事業請負契約約款第 20 条により対応する。

事業内訳書

盛岡地区

記入 番号	作業種及び 作業手段	林小班	数 量		履行期限	担当区	主たる樹種 植栽密度	林令	備 考
			面積(ha) (小班面積)	本数					
1	地拵 機械	84 い1①	2.05		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年10月30日まで	外山			枝条存置
2	〃	84 い1②	1.51		〃	〃			枝条存置
3	〃	84 い1③	1.99		〃	〃			枝条存置
4	〃	84 い2①	1.22		〃	〃			枝条存置
5	〃	84 ろ①	1.04		〃	〃			枝条存置
6	〃	84 ろ②	0.92		〃	〃			枝条存置
7	〃	532 い1	3.29		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年6月30日まで	盛岡			枝条存置
	作業種計		12.02						
8	植付 人力	84 い1①	2.05	5,550	自：契約締結日の翌日から 至：令和8年10月30日まで	外山	カマコナ材苗 2,700本/ha植え		秋植
9	〃	84 い1②	1.51	4,100	〃	〃	カマコナ材苗 2,700本/ha植え		秋植
10	〃	84 い1③	1.99	5,400	〃	〃	カマコナ材苗 2,700本/ha植え		秋植
11	〃	84 い2①	1.22	3,300	〃	〃	カマコナ材苗 2,700本/ha植え		秋植
12	〃	84 ろ①	1.04	2,850	〃	〃	カマコナ材苗 2,700本/ha植え		秋植
13	〃	84 ろ②	0.92	2,500	〃	〃	カマコナ材苗 2,700本/ha植え		秋植
14	〃	532 い1	3.29	7,900	自：契約締結日の翌日から 至：令和8年6月30日まで	盛岡	カマコナ材苗 2,400本/ha植え		春植
	作業種計		12.02						
15	下刈（全刈） 機械	221 い1①	1.41		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年10月30日まで	外山	カラマツ 2,150本/ha	4	
16	〃	221 い1②	1.59		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
17	〃	221 い2①	1.99		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
18	〃	221 い2②	2.27		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
19	〃	221 い3①	2.26		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
20	〃	221 い3②	2.37		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
21	〃	225 は2	1.34		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年8月31日まで	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
22	〃	225 は3	0.99		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
23	〃	248 い1	2.07		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
24	〃	250 い	1.71		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
25	〃	254 い1①	1.30		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
26	〃	254 い1②	2.26		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
27	〃	254 い2	2.15		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
28	〃	254 い3	2.25		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
29	〃	254 い4	1.42		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
30	〃	260 い1	5.13		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
31	〃	262 い2	2.06		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	3	
32	〃	266 い2	1.22		〃	〃	カラマツ 1,700本/ha	2	
33	〃	272 い1	4.57		〃	〃	カラマツ 2,200本/ha	2	
34	〃	272 い2	4.89		〃	〃	カラマツ 2,200本/ha	2	
35	〃	273 い	5.42		〃	〃	カラマツ 2,200本/ha	2	

事業内訳書

盛岡地区

記入 番号	作業種及び 作業手段	林小班	数 量		履行期限	担当区	主たる樹種 植栽密度	林令	備 考
			面積(ha) (小班面積)	本数					
36	下刈(全刈) 機械	334 ろ2	4.52		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年10月30日まで	外山	カラマツ 2,150本/ha	4	
37	〃	334 ろ3	1.64		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
38	〃	334 ろ4	4.68		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
39	〃	334 ろ5	2.99		〃	〃	カラマツ 2,150本/ha	4	
	作業種計		64.50						
40	下刈(筋刈) 機械	553 い1	4.44 (6.05)		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年8月31日まで	盛岡	スギ 2,000本/ha	4	刈幅1.6m
	作業種計		4.44 (6.05)						
41	除伐 人力	321 ほ	2.99		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年11月30日まで	外山	カラマツ	8	
	作業種計		2.99						
42	除伐Ⅱ類 人力	64 ち	2.00		自：契約締結日の翌日から 至：令和8年11月30日まで	盛岡	スギ	35	
43	〃	64 リ2	0.30		〃	〃	カラマツ	34	
44	〃	64 ぬ	1.11		〃	〃	スギ	34	
	作業種計		3.41						

◎ 地拵条件因子表

[illegible]

◎ 植付条件因子表

[illegible]

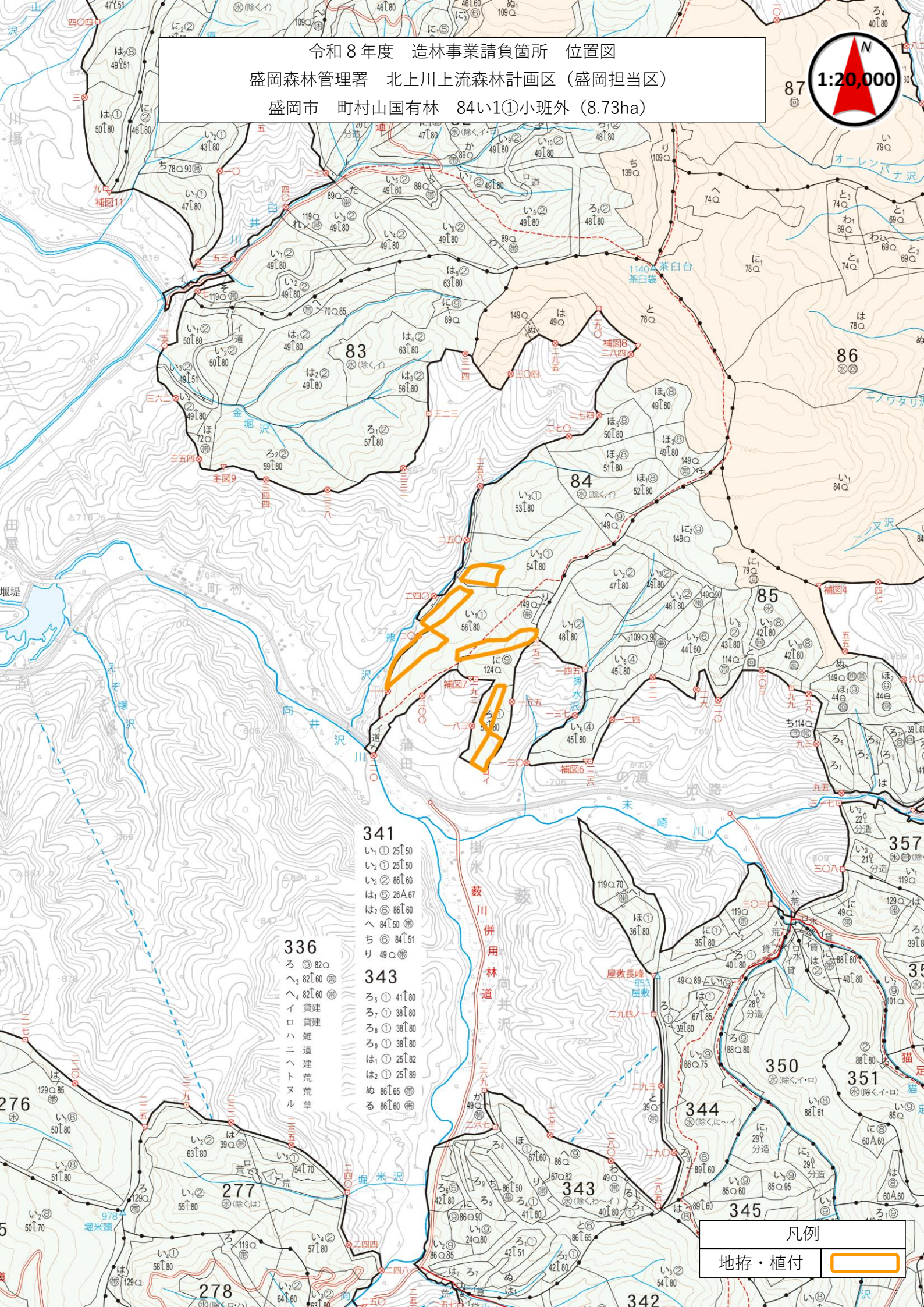
◎ 下刈条件因子表

記入 番号	林小班	面 積 (ha)	人 力 機 械 別 人力-1 機械-2	経過年数 植生密度 1~2年-1 3~4年-2 5年上-3	植生混入 割 合 疎-1 中-2 密-3	傾 斜 緩-1 中-2 急-3	通 勤	
							人 員 輸 送 車 片道距離 (km)	徒歩往復 所要時間 (分)
1	221い1①	1.41	2	1	1	2	12.1	6
2	221い1②	1.59	2	1	1	2	12.1	18
3	221い2①	1.99	2	1	1	2	12.1	36
4	221い2②	2.27	2	1	1	2	12.1	30
5	221い3①	2.26	2	1	1	2	15.0	30
6	221い3②	2.37	2	1	1	2	15.0	18
7	225は2	1.34	2	1	2	2	11.9	6
8	225は3	0.99	2	1	2	2	12.2	6
9	248い1	2.07	2	1	2	2	12.6	12
10	250い	1.71	2	1	2	2	12.7	12
11	254い1①	1.30	2	1	2	2	15.1	18
12	254い1②	2.26	2	1	2	2	15.1	18
13	254い2	2.15	2	1	2	2	15.3	6
14	254い3	2.25	2	1	2	2	15.6	0
15	254い4	1.42	2	1	2	2	15.7	6
16	260い1	5.13	2	1	2	2	15.3	18
17	262い2	2.06	2	1	2	2	16.0	24
18	266い2	1.22	2	1	1	2	16.9	30
19	272い1	4.57	2	1	1	2	18.5	72
20	272い2	4.89	2	1	1	2	18.5	60
21	273い	5.42	2	1	1	2	18.5	42
22	334ろ2	4.52	2	1	1	2	24.6	12
23	334ろ3	1.64	2	1	1	2	24.6	30
24	334ろ4	4.68	2	1	1	2	25.0	12
25	334ろ5	2.99	2	1	1	2	25.0	30
26	553い1	4.44	2	1	1	2	15.7	18

◎ 除伐Ⅱ類条件因子表

[illegible]

令和8年度 造林事業請負箇所 位置図
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
盛岡市 町村山国有林 84い1①小班外（8.73ha）



341

い₁① 25₁50
い₂① 25₁50
い₃② 86₁60
は₁⑤ 26A67
は₂⑥ 86₁60
へ 84₁50
ち ⑥ 84₁51
り 49₁80

336

ろ ⑧ 82₁60
へ₃ 82₁60
へ₄ 82₁60
貸建
貸建
雑道
建
荒
荒
草

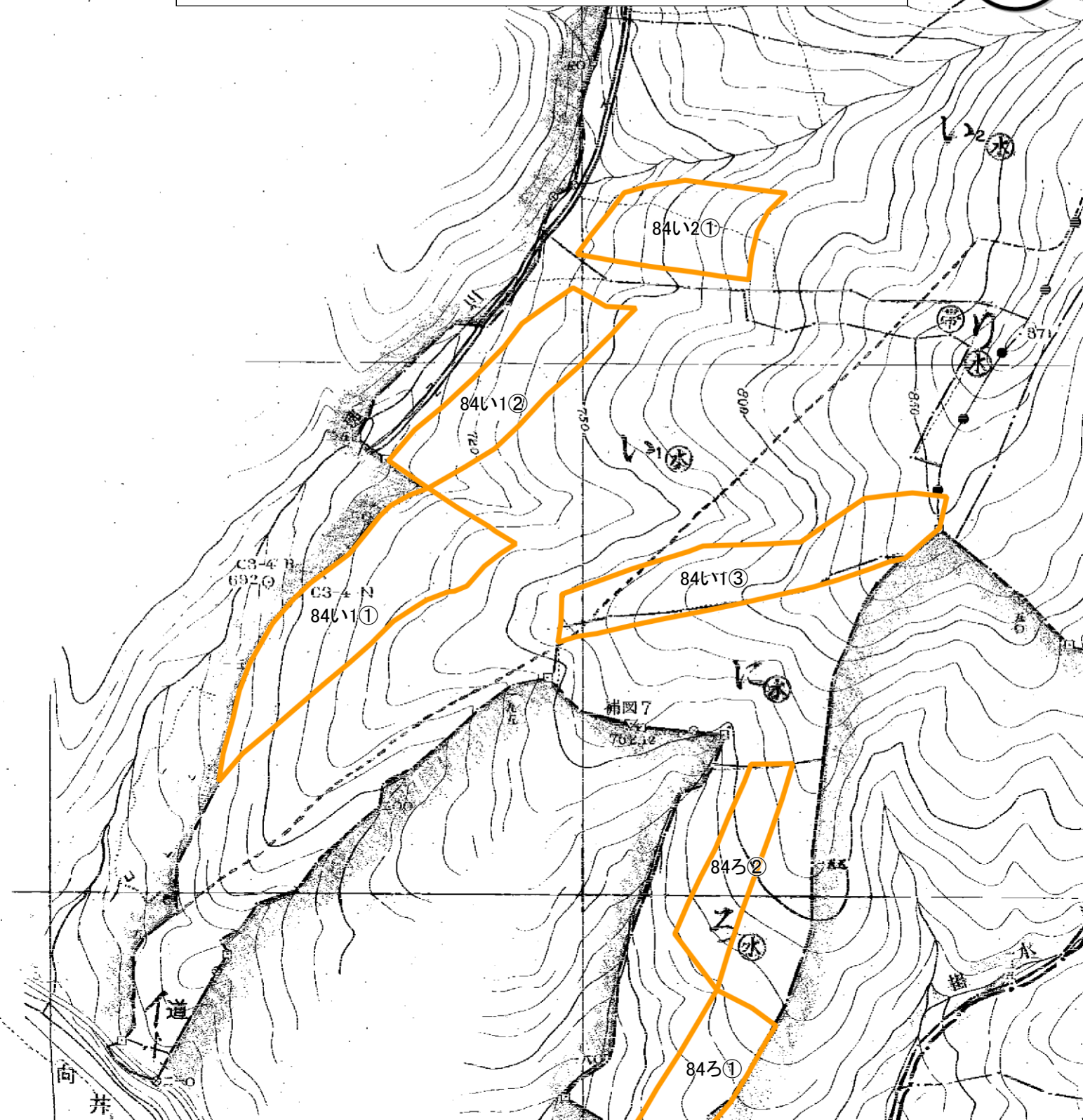
343

ろ₁① 41₁80
ろ₁① 38₁80
ろ₁① 38₁80
ろ₁① 38₁80
は₁① 25₁82
は₂① 25₁89
ぬ 86₁65
る 86₁60

凡例

地拵・植付	
-------	--

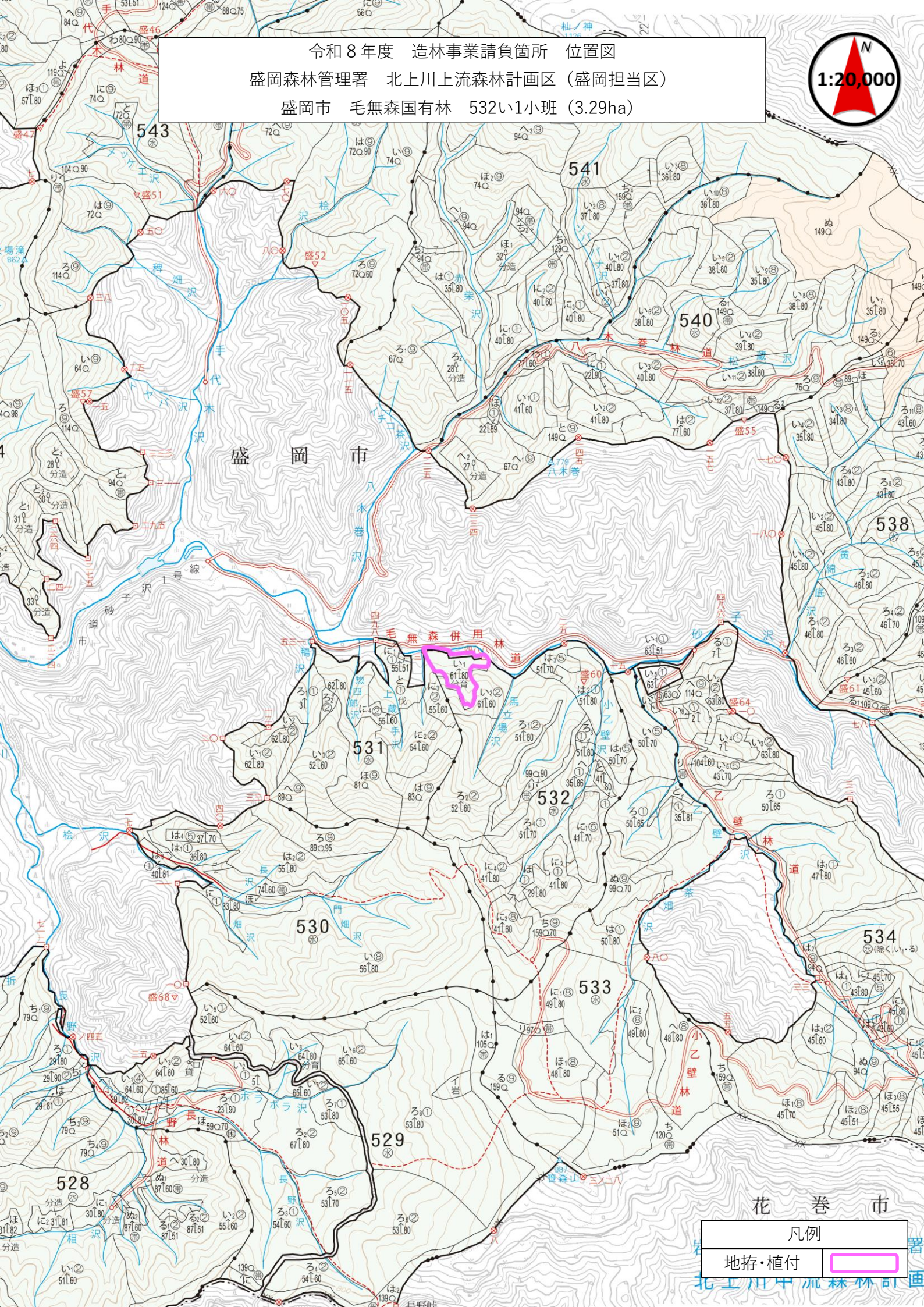
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
 盛岡市 町村山国有林 84い1①小班外（8.73ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考
地拵・植付 (秋植)	84 い1①	2.05	枝条存置 カマツ (2,700本/ha)
	84 い1②	1.51	
	84 い1③	1.99	
	84 い2①	1.22	
	84 ろ①	1.04	
	84 ろ②	0.92	

凡例	
地拵・植付	

令和 8 年度 造林事業請負箇所 位置図
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
盛岡市 毛無森国有林 532い1小班（3.29ha）

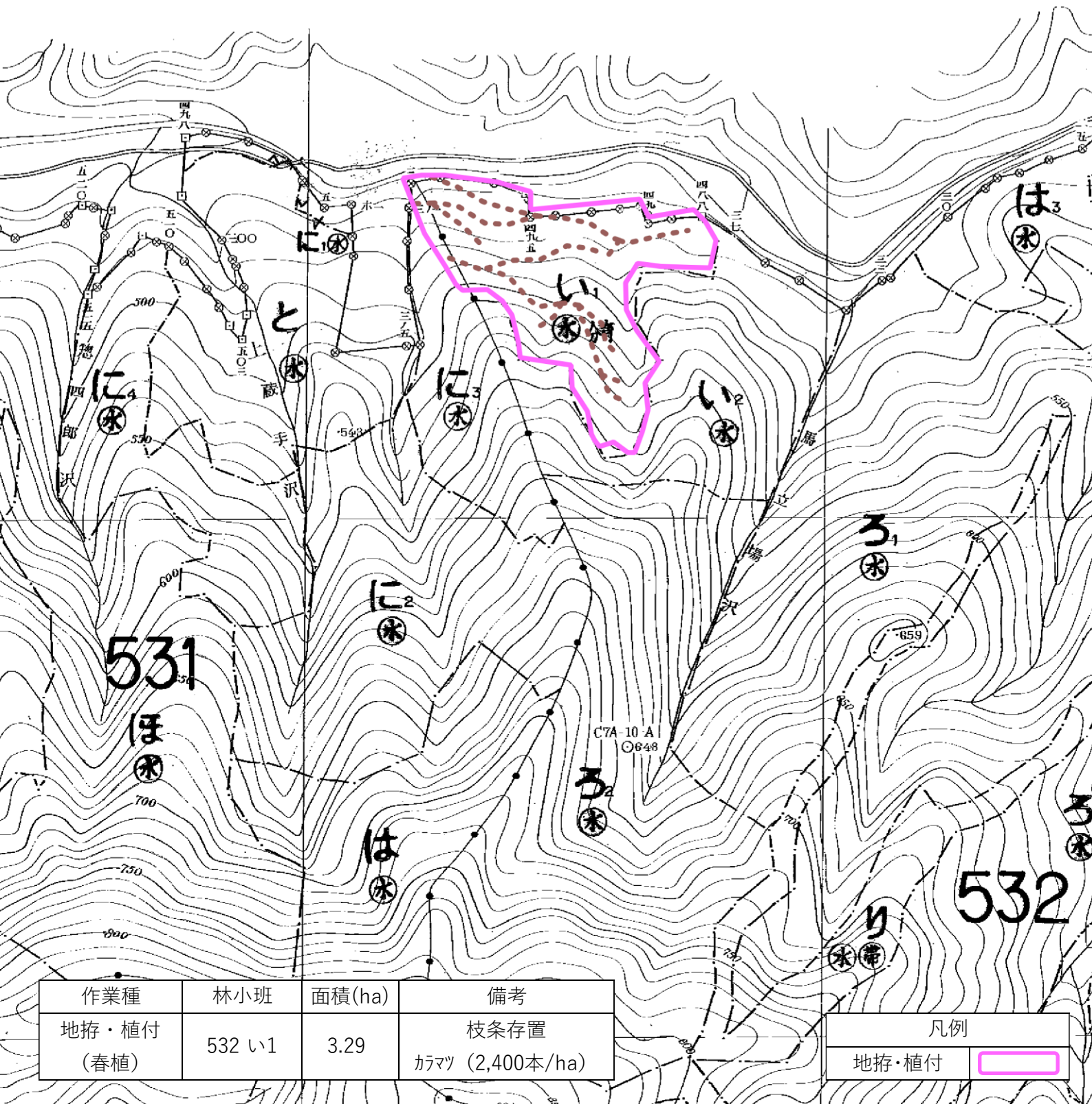


凡例

地拵・植付	
-------	--

北上川上流森林計画区

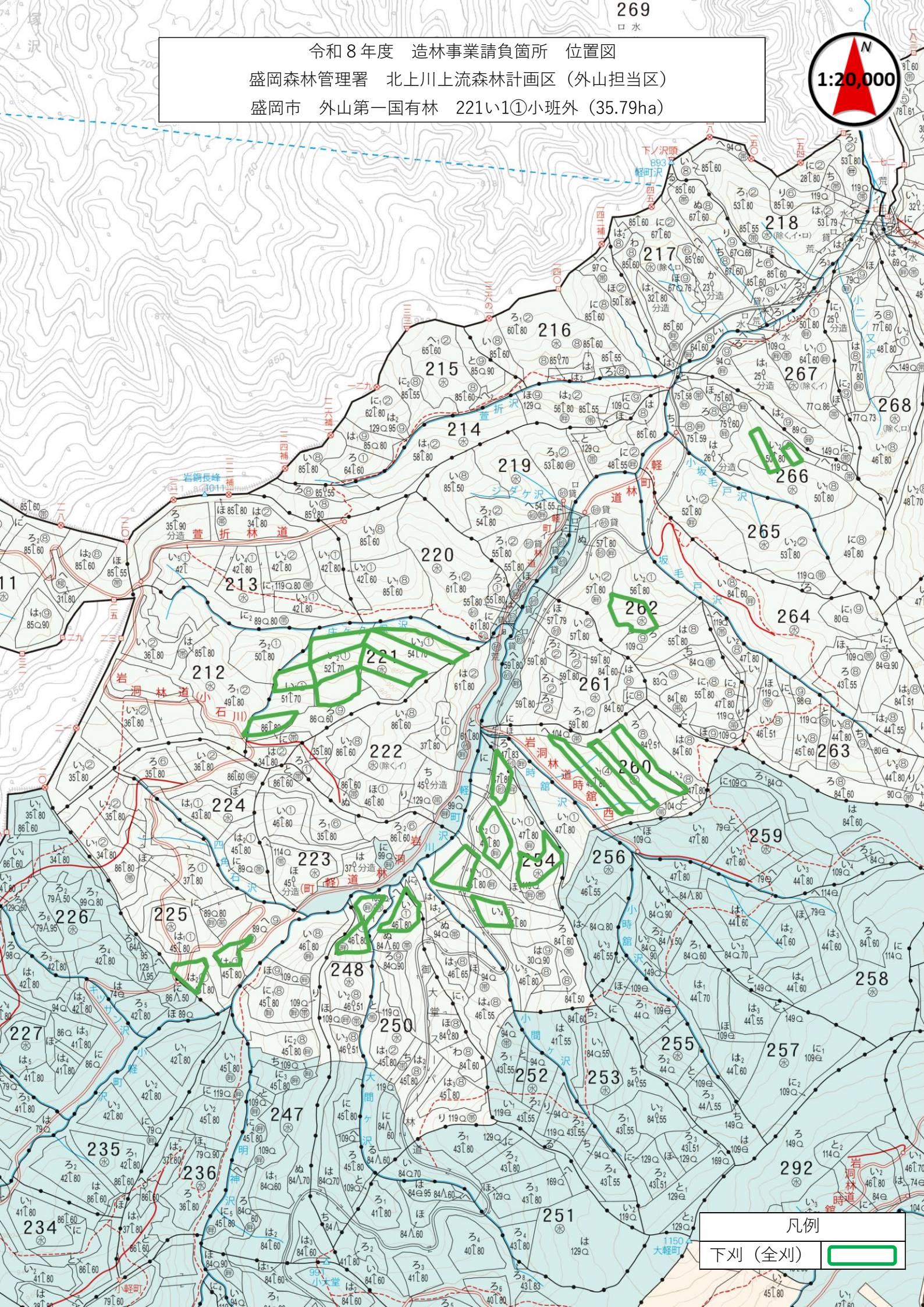
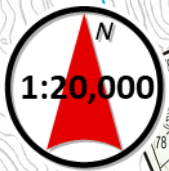
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
 盛岡市 毛無森国有林 532い1小班（3.29ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考
地拵・植付 (春植)	532 い1	3.29	枝条存置 カラマツ (2,400本/ha)

凡例	
地拵・植付	

令和8年度 造林事業請負箇所 位置図
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
盛岡市 外山第一国有林 221い1①小班外（35.79ha）

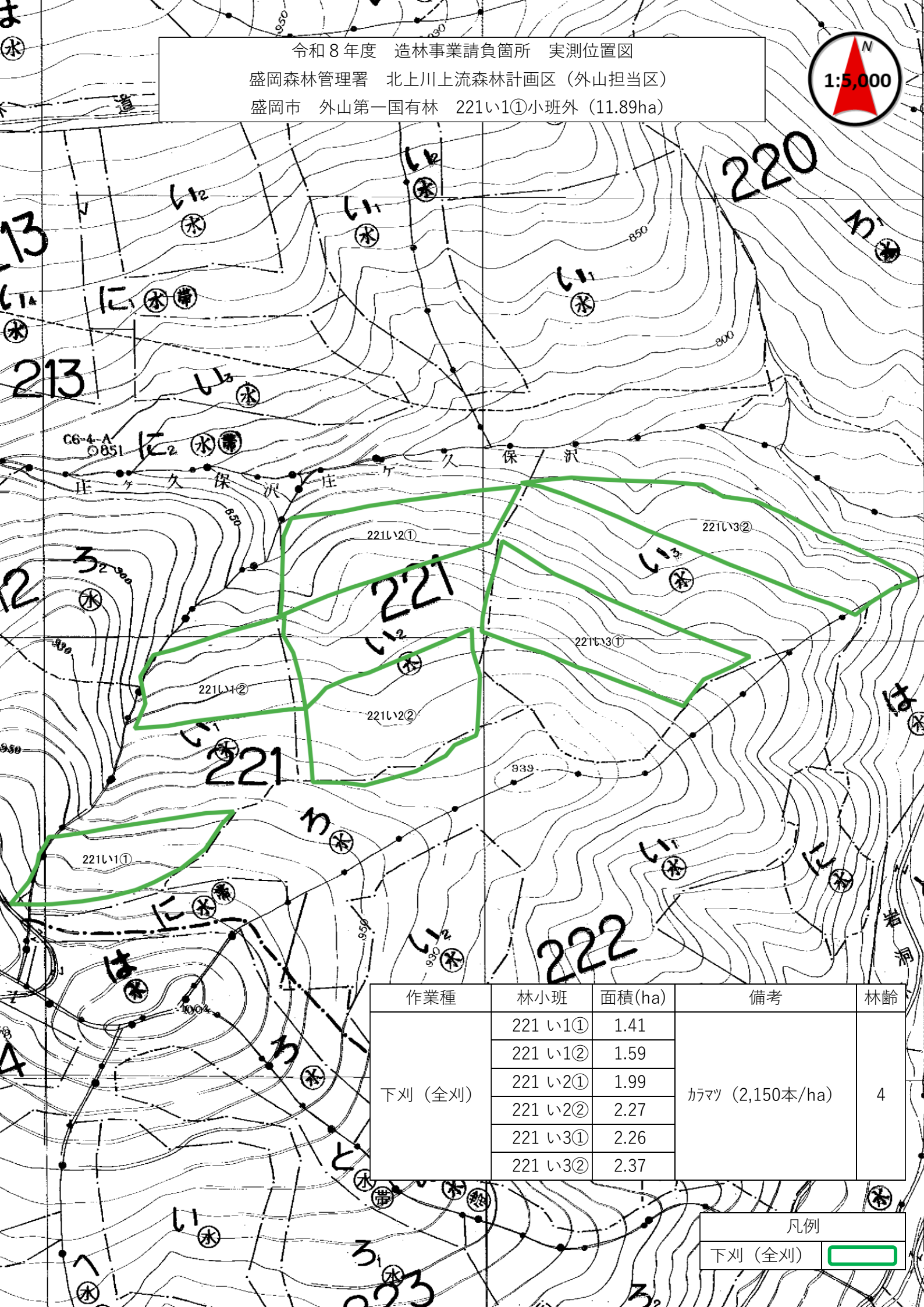


令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図

盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）

盛岡市 外山第一国有林 221い1①小班外（11.89ha）

1:5,000



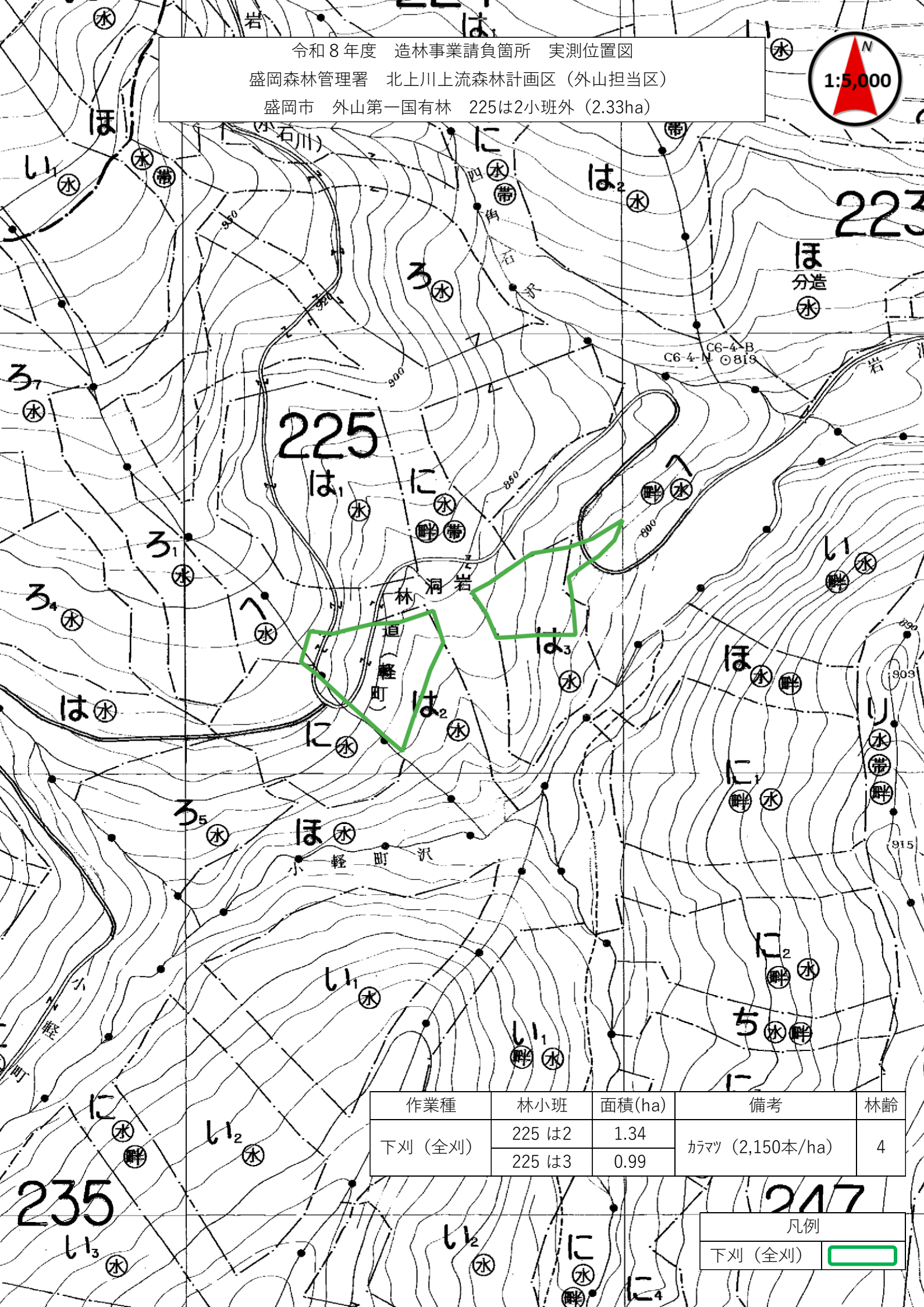
作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（全刈）	221 い1①	1.41	カラマツ（2,150本/ha）	4
	221 い1②	1.59		
	221 い2①	1.99		
	221 い2②	2.27		
	221 い3①	2.26		
	221 い3②	2.37		

凡例

下刈（全刈）



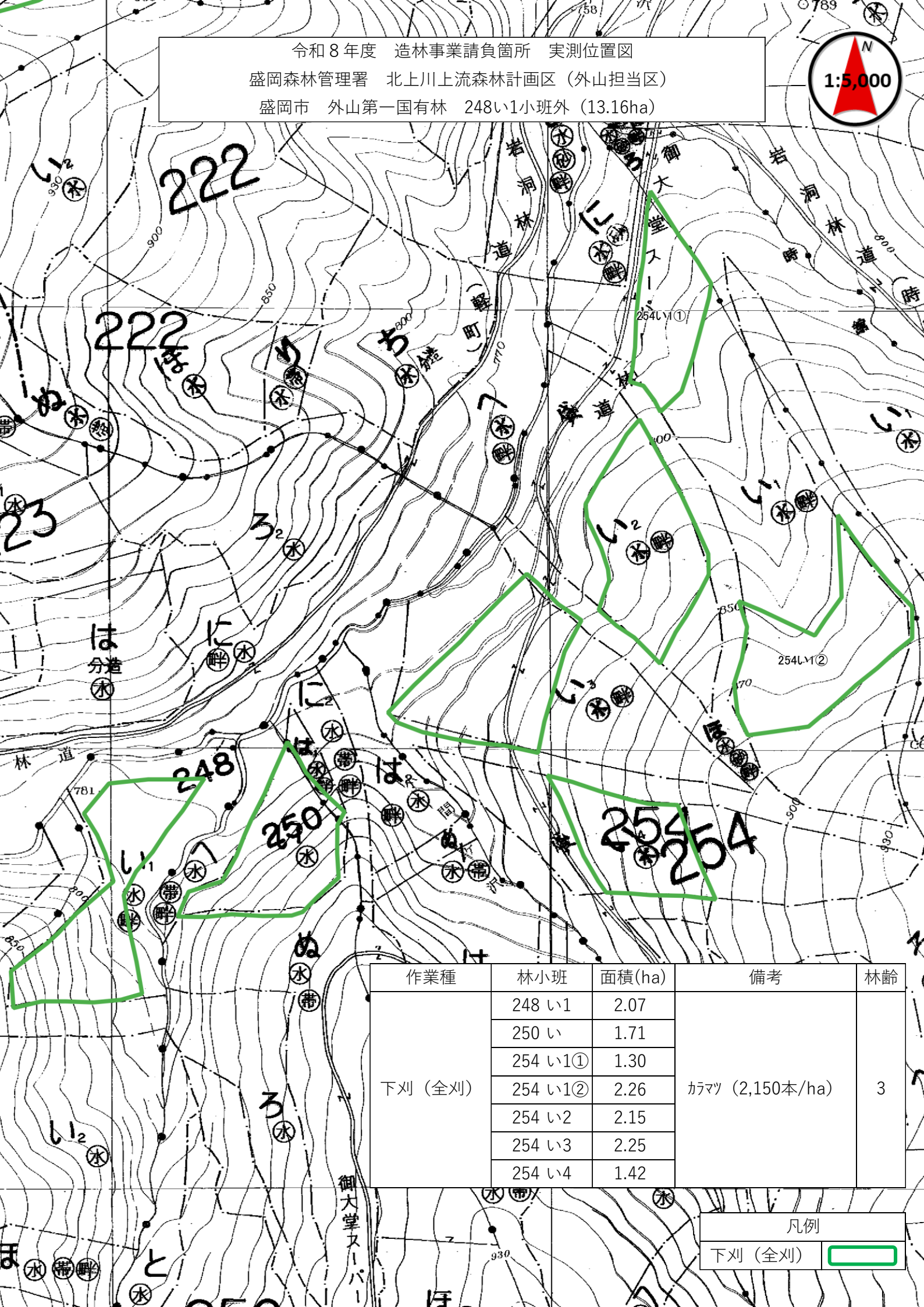
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
 盛岡市 外山第一国有林 225は2小班外（2.33ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（全刈）	225 は2	1.34	カマツ（2,150本/ha）	4
	225 は3	0.99		

凡例
下刈（全刈）

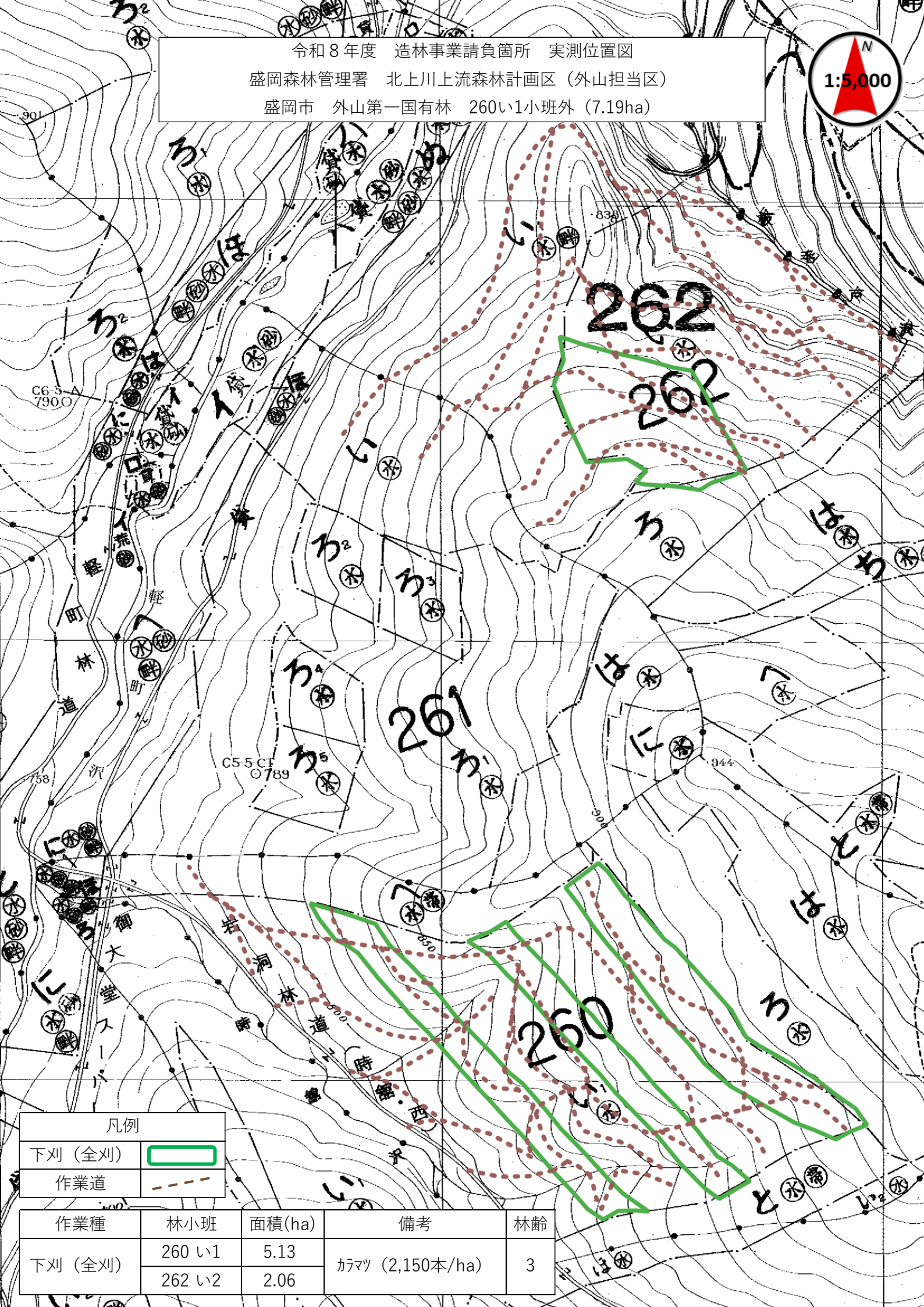
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
 盛岡市 外山第一国有林 248い1小班外（13.16ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（全刈）	248 い1	2.07	カマツ（2,150本/ha）	3
	250 い	1.71		
	254 い1①	1.30		
	254 い1②	2.26		
	254 い2	2.15		
	254 い3	2.25		
	254 い4	1.42		

凡例
 下刈（全刈）

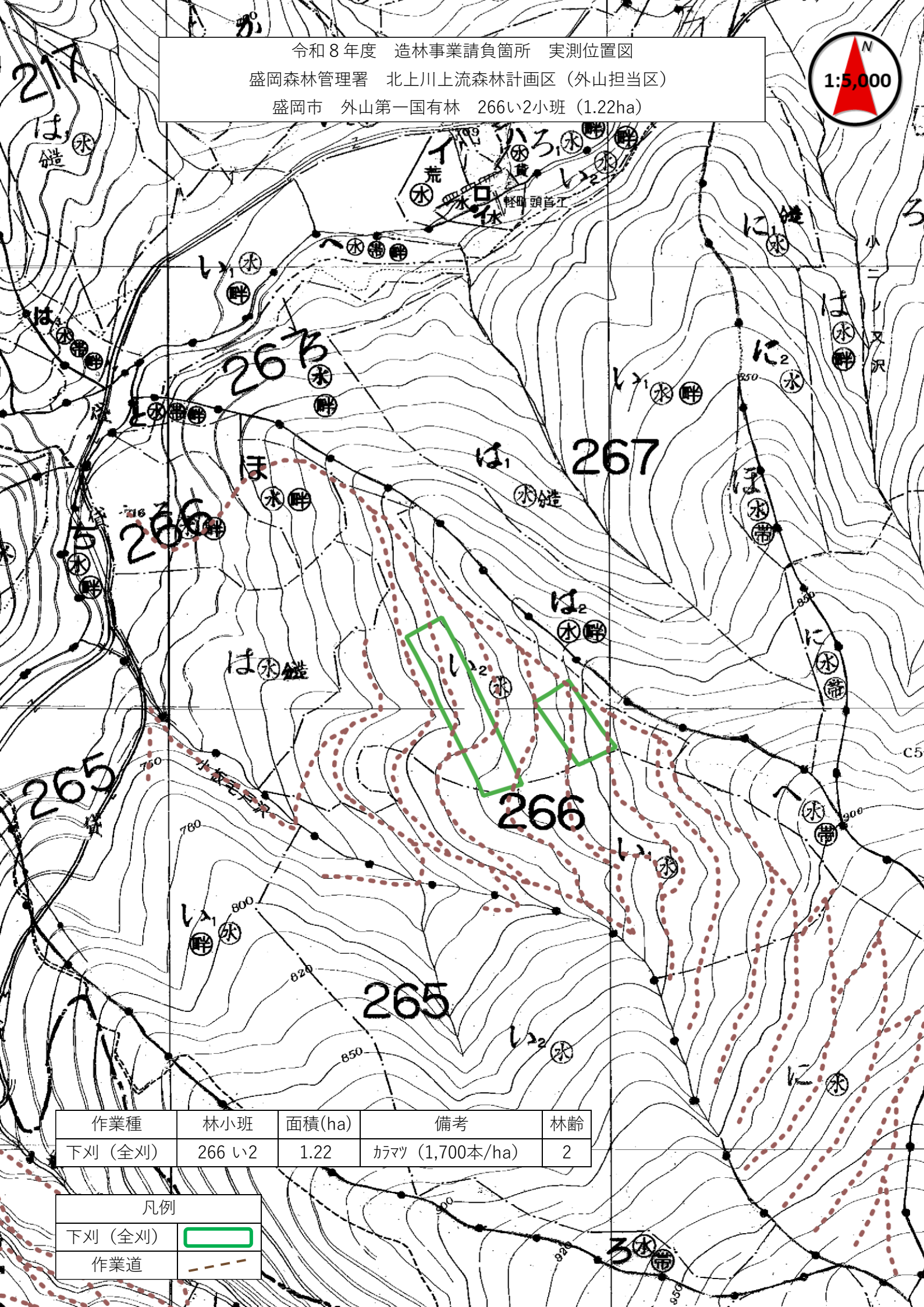
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
 盛岡市 外山第一国有林 260い1小班外（7.19ha）



凡例	
下刈（全刈）	
作業道	

作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（全刈）	260 い1	5.13	カマツ (2,150本/ha)	3
	262 い2	2.06		

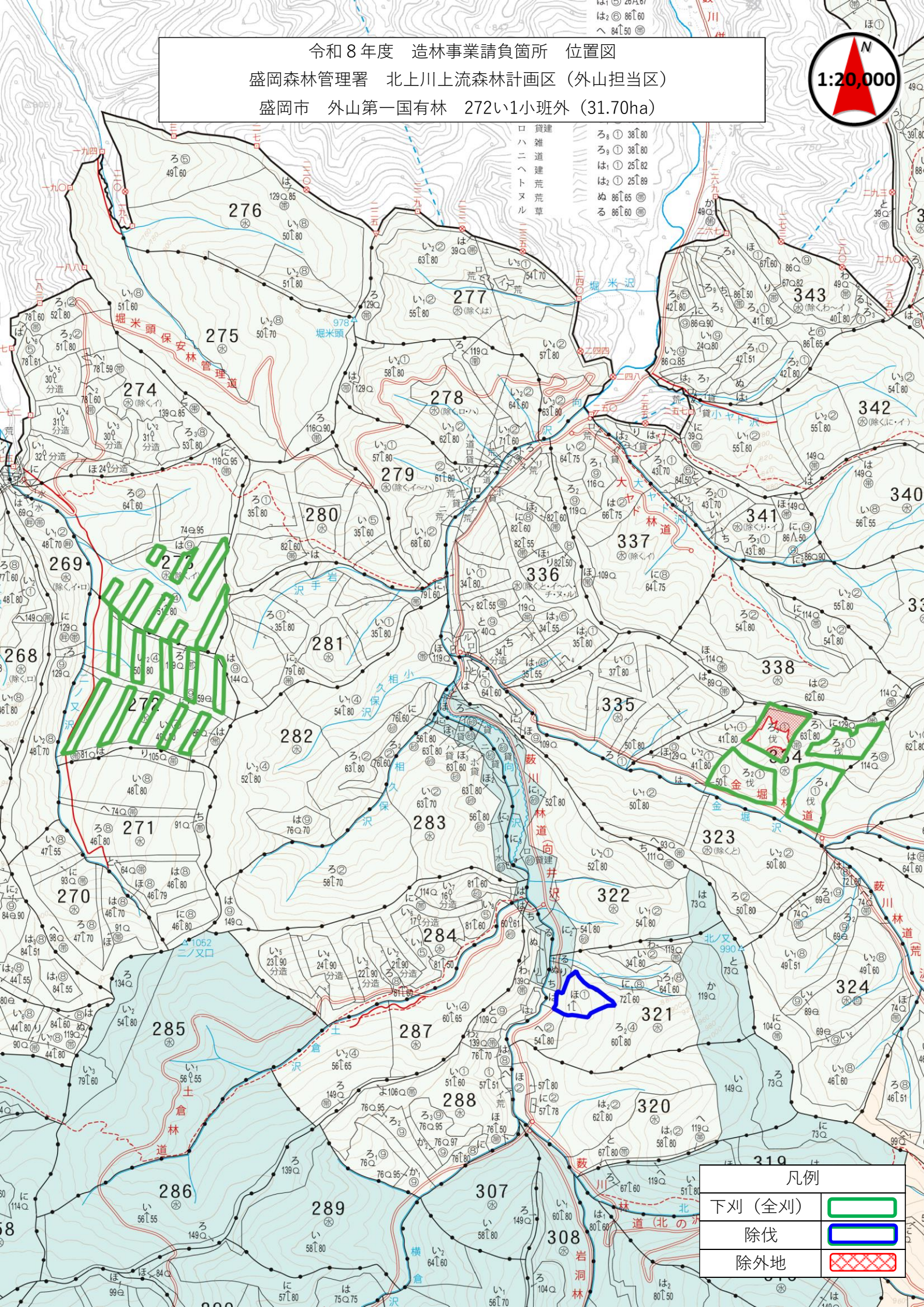
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
 盛岡市 外山第一国有林 266い2小班（1.22ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（全刈）	266 い2	1.22	カラマツ（1,700本/ha）	2

凡例	
下刈（全刈）	
作業道	

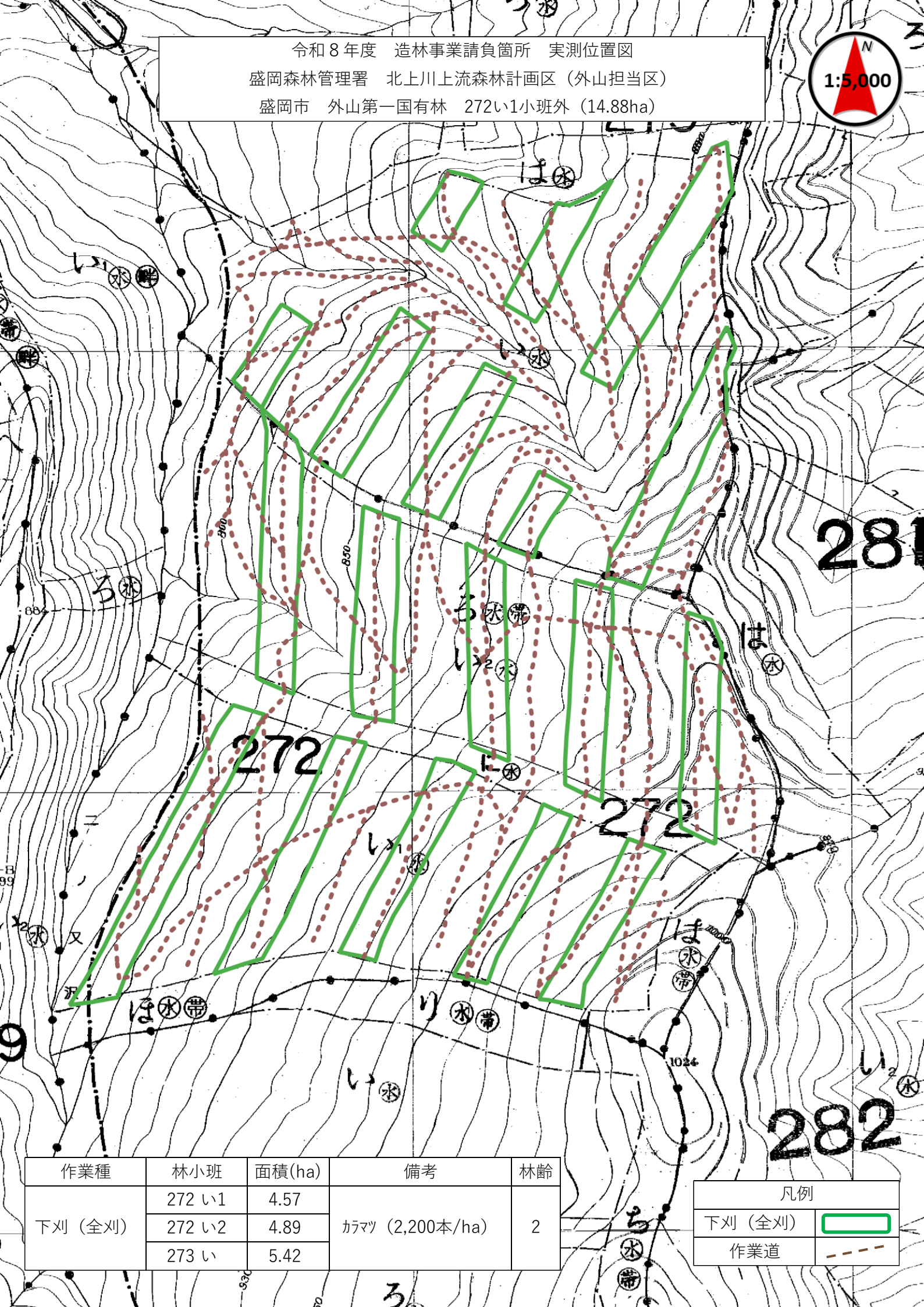
令和8年度 造林事業請負箇所 位置図
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
盛岡市 外山第一国有林 272い1小班外（31.70ha）



- 口 貸建
 - ハニ 雑道
 - ヘト 建荒
 - ヌ 荒草
- ろ① 381.80
ろ① 381.80
は① 251.82
は① 251.89
ぬ 861.65
ろ 861.60

凡例	
下刈（全刈）	
除伐	
除外地	

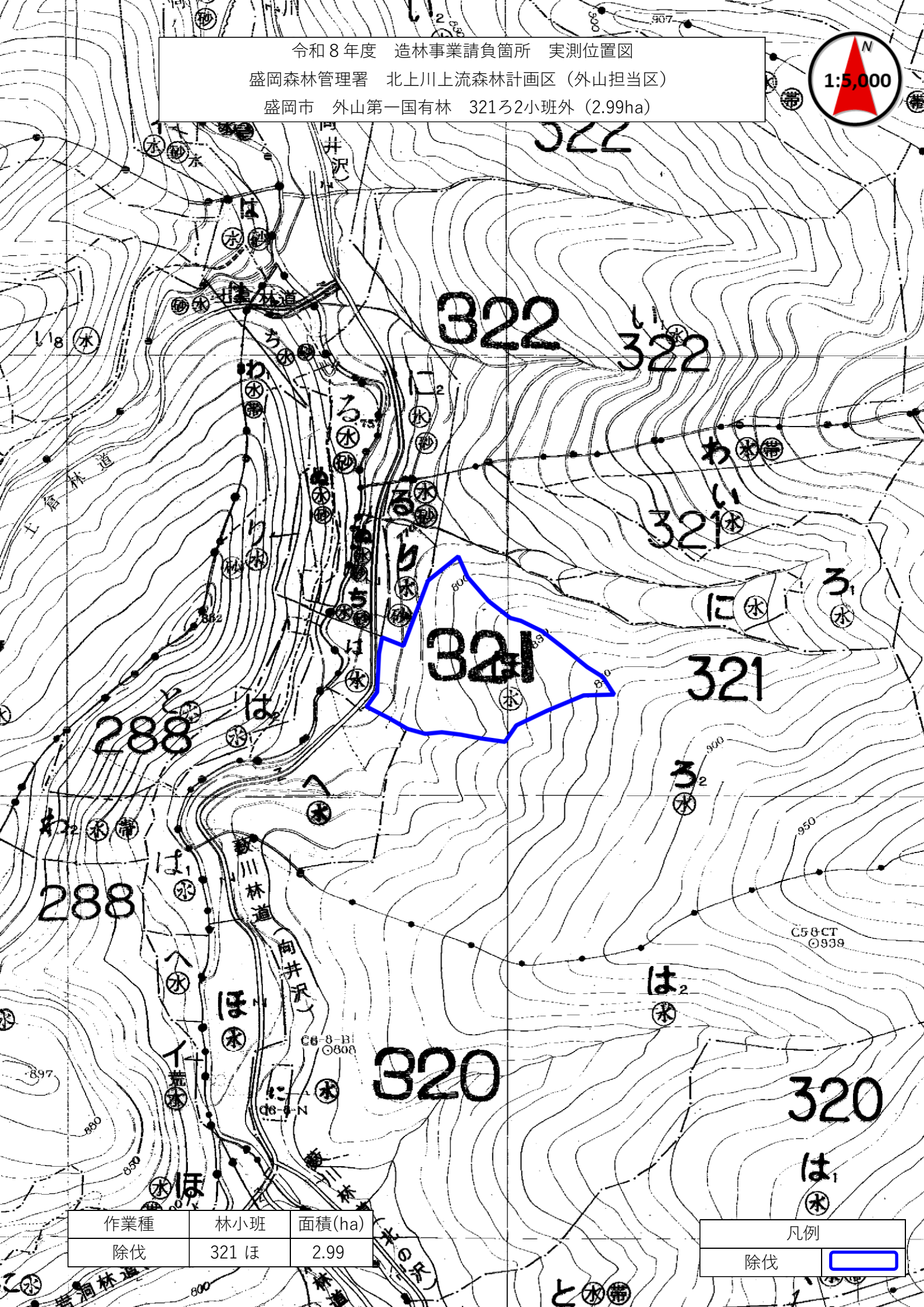
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
 盛岡市 外山第一国有林 272い1小班外（14.88ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（全刈）	272 い1	4.57	カラマツ（2,200本/ha）	2
	272 い2	4.89		
	273 い	5.42		

凡例	
下刈（全刈）	
作業道	

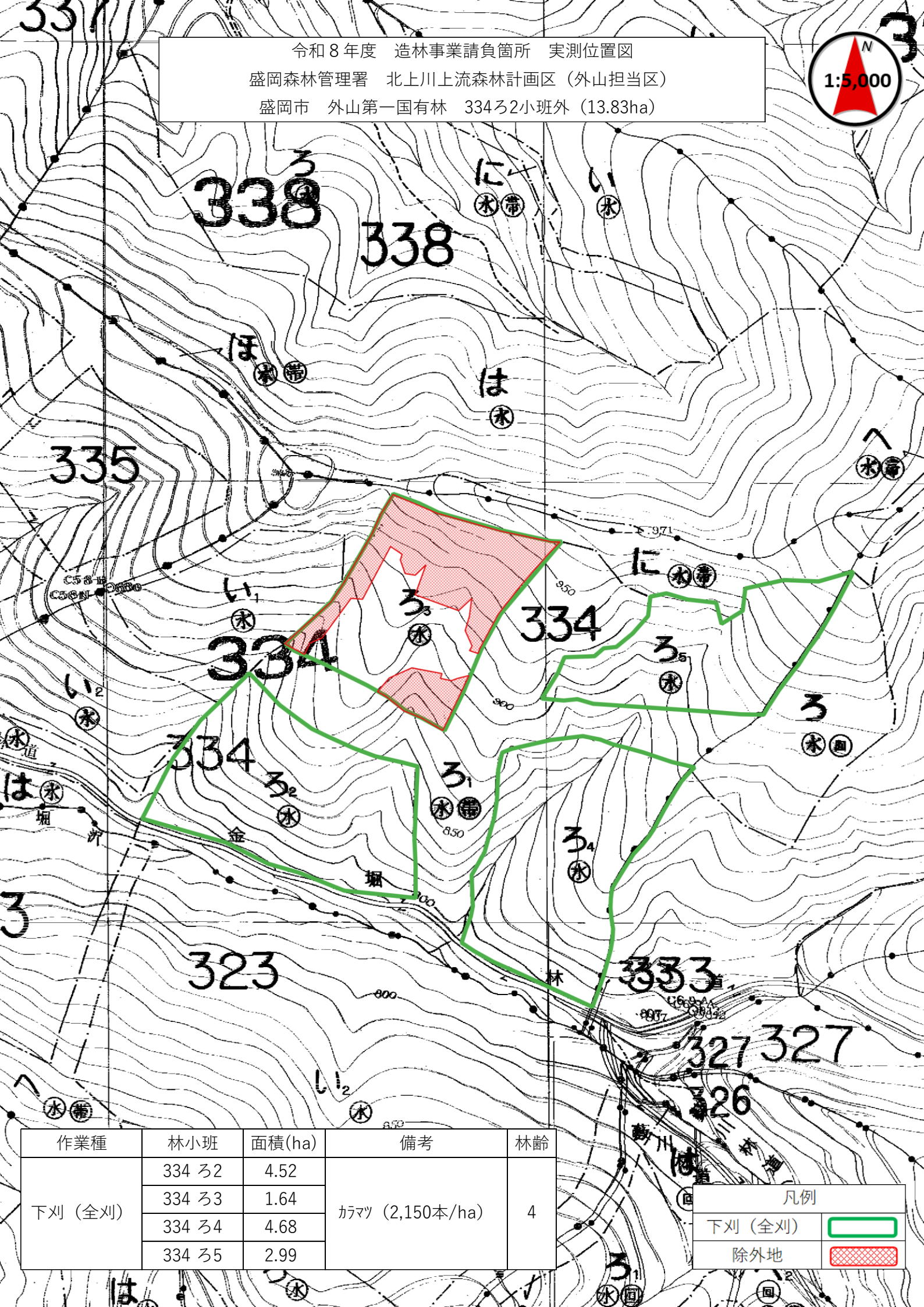
令和 8 年度 造林事業請負箇所 実測位置図
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
盛岡市 外山第一国有林 321ろ2小班外（2.99ha）



作業種	林小班	面積(ha)
除伐	321 ほ	2.99

凡例	
除伐	

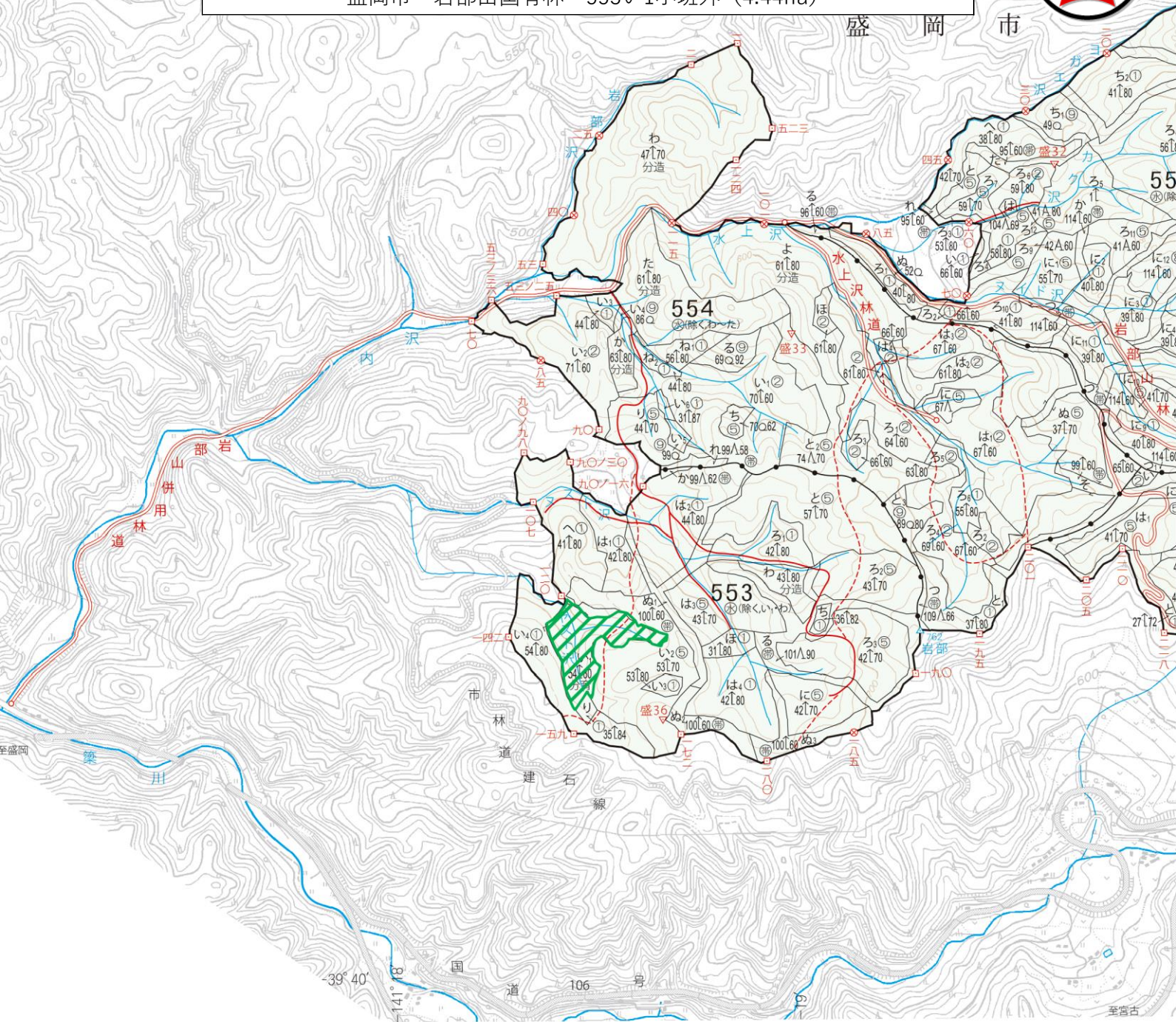
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（外山担当区）
 盛岡市 外山第一国有林 334ろ2小班外（13.83ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（全刈）	334 ろ2	4.52	カラマツ（2,150本/ha）	4
	334 ろ3	1.64		
	334 ろ4	4.68		
	334 ろ5	2.99		

凡例	
下刈（全刈）	
除外地	

令和8年度 造林事業請負箇所 位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
 盛岡市 岩部山国有林 553い1小班外（4.44ha）

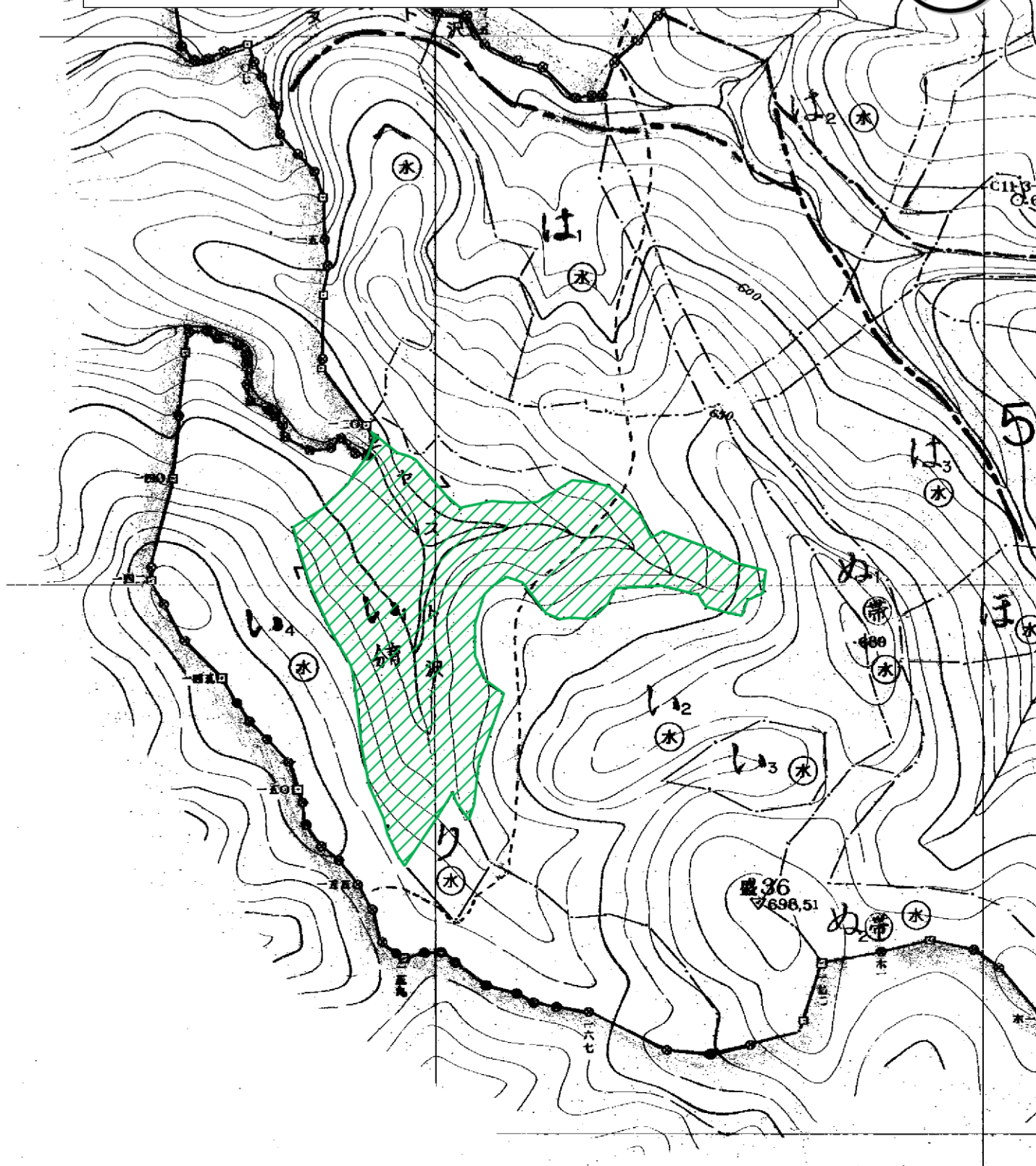


凡例

下刈（筋刈）



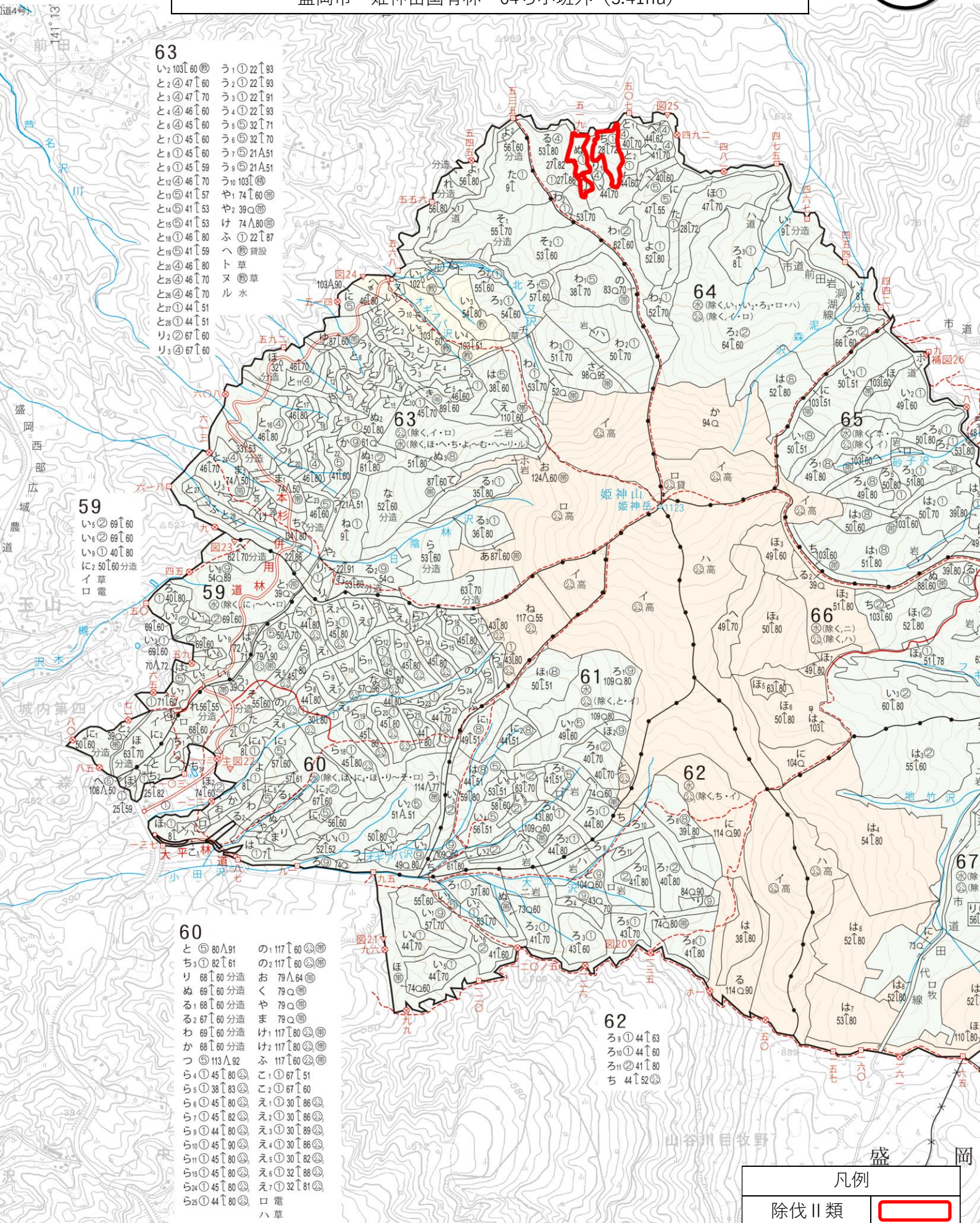
令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
 盛岡市 岩部山国有林 553い1小班（4.44ha）



作業種	林小班	面積(ha)	備考	林齢
下刈（筋刈）	553 い1	4.44 (6.05)	刈幅1.6m ｽｷﾞ (2,000本/ha)	4

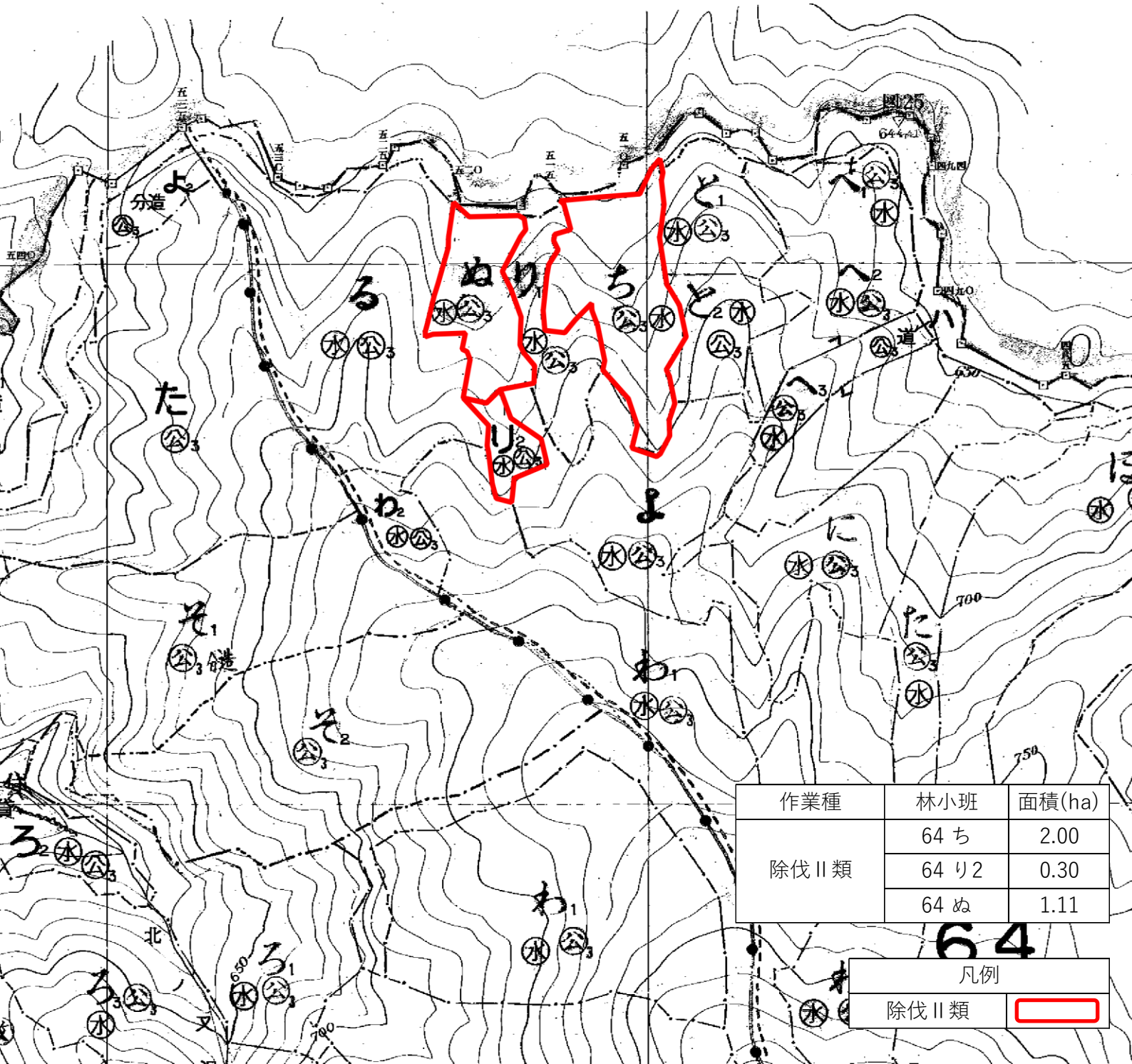
凡例	
下刈（筋刈）	

令和8年度 造林事業請負箇所 位置図
盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
盛岡市 姫神岳国有林 64ち小班外（3.41ha）



凡例
除伐Ⅱ類 ☐

令和8年度 造林事業請負箇所 実測位置図
 盛岡森林管理署 北上川上流森林計画区（盛岡担当区）
 盛岡市 姫神岳国有林 64ち小班外（3.41ha）



造林（治山）事業特記仕様書

造林事業請負（盛岡地区 地拵・植付外 3）

造林事業記録写真仕様書

(写真の提出)

- 1 作業記録写真は、地拵、植付、仮植、各保育作業の管理に役立たせるために撮影するものであり、作業の過程・経過を記録し、整理編集の上、監督員に提出しなければならない。
なお、提出部数については、造林事業については2部、治山事業については3部、提出するものとする。

(準備器材)

- 2 写真撮影にあたり準備する器材は、次のとおり。
ア 写真機（予備を用意しておく）
イ 作業種、林小班、面積、撮影日時、その他記事欄を表示した黒板。
ウ 植付苗木の規格を測定する際には、スケール等を使用する。

(写真撮影)

- 3 写真撮影に当たっては、次の各号に留意しなければならない。
ア 被写体には、必ず2.イの所要事項を記入した黒板を添えなければならない。
イ 撮影後はできるだけ速やかに現像焼付けを行い、目的どおり撮影されているかを確認しなければならない。
ウ 提出する写真のサイズは、原則としてサービスサイズ（7.6cm×11.2cm）以上のカラー写真とし、必要に応じてこれらのつなぎ写真とする。
エ 作業前・作業後は同位置において撮影するものとし、撮影位置に目印を付けておくこと。
オ 作業前、作業中、作業後の状況を、全箇所（小班）を撮影することとする。

(写真整理)

- 4 撮影箇所毎（作業前・作業中・作業後）に順序よく編集し、四ッ切以上のフリーアルバムに貼付、台紙記事欄に作業内容を記述し、黒板の不明瞭なものは、黒板記載事項及び作業内容を記述する。

(デジタル写真)

- 5 デジタルカメラを使用する場合には、次の各号に留意しなければならない。
ア 画像の信憑性を考慮し、原則として画像編集は認めない。ただし、監督員の承諾を得た場合は、回転、パノラマ、全体の明るさの補正程度は行うことができる。
イ 記録形式はJ P E Gとし、圧縮率、撮影モードについては監督員と協議の上決定する。
ウ 有効画素数は、黒板の文字及びスケールの数値等が確認できることを指標とする。
エ 印刷物を納品する場合は、フルカラーで、インク、プリント用紙等は通常の使用で3年間程度以内に顕著な劣化が生じないものとする。

(その他)

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

全刈枝条存置地拵作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（地床植生の刈払い及び処理）

- 3 地床植生（ササ、雑草、かん木）は全刈とし、地際より刈払いし存置とするが、錯そうして植付や保育作業に支障となる場合は整理しなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。

（立木、末木枝条の処理）

- 4 立木は、保残のためあらかじめ標示したもの以外は全て地際より伐倒し、伐倒方向はできる限り水平方向としなければならない。
伐倒木、末木枝条は原則として存置とするが、植付や保育作業に支障となる幹や枝は適宜切り離しを行い、タコ足状に浮き上がっている枝は、必ず切断して地面によく接着させなければならない。
なお末木枝条が堆積錯そうして植付や保育作業に支障となるところは整理して、植付箇所の点付けをしなければならない。

（作業歩道の作設）

- 5 作業歩道は幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないよう刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 6 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木仕様書

（経費負担）

- 苗木は、請負者の負担による購入及び現地搬入しなければならない。
苗木調達に当たっては、予め監督職員に調達予定先からの林業種苗法（昭和 45 年 5 月 22 日法律第 88 号）第 12 条第 1 項に定められた生産者登録証写を提出し、承認を受けることとする。

（規格、形質）

- 苗木の規格は下表による。

樹 種	苗 齢	規 格			備 考
		区 分	苗 長	根 元 径	
カラマツコンテナ	2 年生		35 cm 上	4.5mm 上	

「原則として、花粉症対策苗木。ただし、これによりがたい場合は協議。」

- 形 質

苗木の形質は、次の全ての要件を満たさなければならない。

（普通苗）

- 地上部の幹がまっすぐで太く、枝が四方に出て下枝が十分に張り、全体として調和がとれているもの。
- 根の発達が良好で、地上部とのつり合いがとれ、鳥足及び徒長していない頂芽の完全なもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- 樹種ごとに特有の健全色を呈しているもの。

（コンテナ苗）

- 地上部の幹がまっすぐで枝が四方に出ていて、全体として調和がとれているもの。
- 根鉢全体に根が回っていて、容易に根鉢が崩れないもの。
- 樹勢が旺盛で充実し、病虫害、気象の被害を受けていないもの。
- 着花、結実していないもの。
- スギコンテナ苗の形状比は、当面 80 以下を優先的に使用すること。

（不適格苗木の措置）

- 上に定める規格、形質に適合しない苗木は、請負者の責任において監督職員が適格と認める苗木に交換しなければならない。
- 不適格とされた苗木は、請負者の責任において、適切に処分しなければならない。

（受入れ）

- 現地搬入ごとの苗木納品書（生産者が確認出来るもの）を整理のうえ、完成届とともに監督職員に提出しなければならない。
- 現地搬入された苗木の規格及び形質を明らかにするため、監督職員の指示により苗木等の写真撮影をしなければならない。
- 植付した苗木が現地へ搬入する以前の原因で枯死（1 年以内）したと判断される場合は、瑕疵担保（請負人の担保責任）と見なし、枯死苗を処分し、新たな苗木を植え替えをすること。

（コンテナ苗の保管）

- 植付けまでの保管に際しては、直射日光の当たらない場所に保管し、スギ生枝等で苗木を覆うなど乾燥防止の措置をしなければならない。また、ブルーシートで苗木全体を覆うことにより蒸れによる枯死がないように留意すること。

（その他）

- この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

苗木運搬仕様書

(運搬計画書)

- 1 苗木購入先から仮植箇所まで苗木を運搬するときは、苗木運搬しようとする3日前までに苗木運搬計画書を監督職員に提出のうえ承認を受けなければならない。

(運搬方法)

2 運搬方法

- (1) 苗木の運搬にあたっては、苗木の損傷、乾燥防止に留意し迅速でいねいに行い、シート等で覆うこと。
- (2) 苗木運搬中に生じた亡失、損傷等については、一切請負者の責任とする。

(1回に運搬する苗木の数量)

- 3 1回に運搬する苗木の数量は、普通苗については運搬の翌日から3日以内に、コンテナ苗については、運搬の翌日から7日以内に植付可能な数量を超えないよう計画すること。

(その他)

- 4 苗木の運搬状況を明らかにするため、監督職員の指示により写真撮影をしなければならない。
- 5 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

令和 年 月 日

監督職員
殿

請負者住所
氏名

令和 年 月 日で契約した造林事業請負について、植付作業仕様書に基づき苗木運搬計画書を提出します。

記

月 日	林 小 班	面 積 ha	数 量(本)	到 着 時 間	備 考

監督員	令和 年 月 日 官職氏名
記 事	

植付作業仕様書（コンテナ苗）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（植付計画）

- 3 植付前に、手元労働力、1 日の植付可能本数を検討のうえ苗木到着日の翌日から 7 日以内に植付完了するように計画し、苗木引渡計画書（官給）及び苗木運搬計画書（請負者購入）に基づき監督職員と協議しなければならない。

（苗木の取扱い）

- 4 苗木の取扱いは、常にていねい迅速とし次に留意のうえ行うこと。
 - (1) 苗木の供給及び規格については別途仕様書によること。
 - (2) 苗木の運搬にあたっては、必ず苗木袋等を使用し根の露出を避け、苗木の乾燥防止に努めること。
 - (3) 苗木の運搬や植栽にあたっては、根鉢を崩さないよう丁寧に扱うこと。
- 5 植付日の気象に注意し、晴天続きなどで土壌が乾燥状態の時はなるべく植付をしないこと。晴天続の日に植付を行う場合にあっては、沢筋、北又は東斜面の植付地点を優先して行うこと。
植付方法は次により行うこと。
 - (1) 沢から峰又は等高線沿いに基準線を設け植付地点を決めること。傾斜地の場合は苗間、列間を考慮して植付地点を決めること。
 - (2) 歩道や作業道内には植付をしないこと。
 - (3) 植付地点に岩石、根株等があつて植付が困難な時は、苗間方向に植付地点をずらすこと。
 - (4) 植付は、苗木を垂直に植穴に据え付けながら根鉢を植穴の底に密着させ、根鉢上面が地表面より 1～2 cm 程度低くなるようにすること。また、根鉢側方と植穴に空隙がある場合は土を入れること。
 - (5) 根鉢上面に 1～2 cm 程度土を覆い、植付後の面と地表面が水平となるようにすること。
 - (6) 踏み付けは、根鉢を潰さない程度に軽く足で踏み押さえること。
 - (7) 植付終了後は必ず見回りを行い、不良苗、又は植付不良のものは手直しすること。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈作業仕様書

(放射線障害防止措置)

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

(区域の標示)

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

(刈払い)

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、全刈を行わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ $1/3$ 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

(苗木の許容損傷率)

- 4 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
スギ		8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 5 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。
ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

(作業歩道の作設)

- 6 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払い物を取り片付けしなければならない。

(有用天然木の範囲)

- 7 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

(その他)

- 8 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

下刈（筋刈）作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、現地の区域は収穫調査時に境界付近にある区域外林縁立木に赤スプレーを塗付するとともに、区域外林縁立木の要所に、収測番号札等を付して標示しているが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（刈払い）

- 3 刈払いに際しては、植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。
 - (1) 植栽木等の生育に支障となるササ、雑草木、つる類、その他の植生を除去するため、下記の刈り払い仕様に従い筋刈りを行わなければならない。
ただし、有用天然木については可能な限り保残しなければならない。
また、溪畔周辺については、草類のみを刈払い、灌木類については刈払わないこと。
 - (2) 刈払いの方向は、植栽木の折損を防止するため、植列に沿って行うが具体的には監督職員の指示に従わなければならない。
 - (3) 刈高は周辺植栽木の高さ $1/3$ 以下とすること。
 - (4) 植栽木等にかからまっているつる類は根元から取り除くこと。
 - (5) 二又以上の植栽木等を発見した時は、生育旺盛な、形質のよいものを残して 1 本立てとし、分かれ目をできるだけ短くして切除しなければならない。
 - (6) 検査の支障とならないように（部分）完了届を提出し（月 2 回程度）、部分検査を受けなければならない。また、2 回刈作業の場合は、1 回目刈払い終了後の（部分）完了検査を受けてから着手しなければならない。

（刈払い仕様）

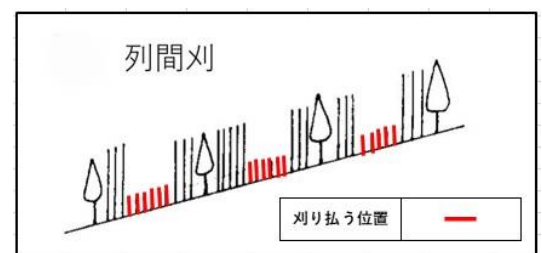
- 4 刈り払いについては、植栽木の列間を刈り払うこととする。
【必要に応じて追記】また、傾斜 15° 以上の場合、筋刈は等高線上の列間刈を基本とする。

【刈り払いイメージ】

刈り幅については下記のとおりとする。

刈払方法	刈幅	その他
筋刈	別紙事業内訳書のとおり	

【植栽本数に応じて、刈幅を変更する】



（苗木の許容損傷率）

- 5 下刈作業における苗木の許容損傷率は下記のとおりとする。

樹 種	林 令	1 (2)	2 (3)	3 (4)	4 (5)	5 (6)	6 (7)
スギ		8 %	8 %	6 %	6 %	4 %	4 %
カラマツ		8	8	6	6	4	4
その他針		8	8	6	6	4	4
広葉樹		8	8	6	6	4	4

林令（ ）は秋植の場合

- 6 上記の許容損傷率を超えた場合は、その超えた率に応じて、調査の上当局で定める幼齢補償により算定した額を損害賠償として請求するものとする。

ただし、許容損傷率を確保するに見合う苗木（林齢相当）本数を、請負者が補植出来る場合には、損害賠償を請求しないものとする。（植栽時期を考慮して植付を実行するが具体は署の指示による）

（作業歩道の作設）

- 7 作業歩道は、幅員 0.5m の刈払いを行い、歩行に支障のないように刈払物を取り片付けしなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 8 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 9 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また造林木等であっても、生長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。
ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。
また、溪畔周辺の作業方法についても監督員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐の方法については、監督職員の指示によるが、次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐除する高さは地際から 50cm 程度とする。
 - (2) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (3) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (4) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (5) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（4）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

除伐Ⅱ類作業仕様書（本数調整伐A）

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の標示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであり、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（除伐木）

- 3 造林木及び有用天然木（以下、「造林木等」という。）の生育に支障となるかん木類を伐除するものとする。また、造林木等であっても、成長及び形質不良で将来的に育成の対象とならないものは伐除するものとする。

ただし、監督職員があらかじめ指示したものについては残存又は伐除しなければならない。

また、溪畔周辺の作業方法についても監督員の指示に従わなければならない。

（作業の方法）

- 4 除伐Ⅱ類の方法については、監督職員の指示によるが次に留意の上行なわなければならない。
 - (1) 伐採対象木は、林分構成、樹冠配置等によるが生長及び形質不良木等を対象に概ね胸高直径 6 cm 以下を目安とする。
 - (2) 伐除する高さは地際から 50cm 程度とする。
 - (3) 伐除に際しては、造林木等を損傷しないように注意しなければならない。
 - (4) 伐除木について、造林木等の生育、歩道上等での歩行に支障となる場合及び後続作業に支障がある場合は、切断して集積するか、等高線に平行に存置しなければならない。
 - (5) 造林木等に巻き付いているつる類がある場合は、造林木等を損傷しないよう注意して、根元から抜き取るか、切断しなければならない。
 - (6) 伐除木が、かかり木となった場合は、必ず取りはずしておかなければならない。
 - (7) 伐除木が下流に流失して災害を発生させるおそれのある場合や放置することにより景觀をそこねるような場合は伐倒木を整理すること。
整理の作業方法等については監督職員の指示を受けなければならない。

（有用天然木の範囲）

- 5 針葉樹－ヒバ、アカマツ、クロマツ、モミ、スギ、カヤ、イチイ、ネズコ等
広葉樹－ブナ、イヌブナ、クリ、コナラ、ミズナラ、サワグルミ、ウダイカンバ、
オノオレカンバ、ミズメ、シナノキ、センノキ、ミズキ、ヤチダモ、イヌエンジュ等

（その他）

- 6 保護林及び緑の回廊に係る除間伐（抜伐り）の事業がある場合は、当該作業仕様書（4（5）を除く。）によるほか、別紙「保護林等における除間伐（抜伐り）標準仕様書」によることとする。
- 7 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

雑草木の繁茂により通勤路の安全運行に支障がある場合、林道等の雑草木の刈り払い作業を指示することがある。

なお、作業指示があった場合は下記の仕様書のとおりとする。

歩道整備作業仕様書

（放射線障害防止措置）

- 1 請負者は、「東日本大震災により生じた放射線物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」（平成 23 年厚生労働省令第 152 号）に基づき、除染等業務従事者又は特定線量下業務従事者に対し適切に放射線障害防止措置を講じなければならない。

（区域の表示）

- 2 作業地の区域は別紙図面のとおりであるが、不明な箇所については監督職員の指示を受けなければならない。

（作業の方法）

- 3 刈払い幅は 1.0m とし、歩行に支障のないよう刈払物を片付けしなければならない。
- 4 歩道上の植生は地際から刈払いし、歩道上に覆い被さり歩行に支障となる枝等は刈り払わなければならない。また、歩道上に倒木等があった場合は取り除かななければならない。
- 5 刈払いにおいては、歩道に接する植栽木等を損傷しないよう特段の注意をはらわなければならない。

（その他）

- 6 この仕様書によりがたい場合又は明記していない事項がある場合は、監督職員にその事由を申し出て、指示を受けなければならない。

(オ) 植付距離表

植 付 距 離 表

ha当たり 植付本数	1本当たり 占有面積	正方形植 一辺の長さ	一辺1. 6m 他辺の長さ	一辺1. 7m 他辺の長さ	一辺1. 8m 他辺の長さ	一辺1. 9m 他辺の長さ	一辺2. 0m 他辺の長さ
1,000	10.00	3.16	6.25	5.88	5.56	5.26	5.00
1,100	9.09	3.01	5.68	5.35	5.05	4.78	4.55
1,200	8.33	2.89	5.21	4.90	4.63	4.38	4.17
1,300	7.69	2.77	4.81	4.52	4.27	4.05	3.85
1,400	7.14	2.67	4.46	4.20	3.97	3.76	3.57
1,500	6.67	2.58	4.17	3.92	3.71	3.51	3.34
1,600	6.25	2.50	3.91	3.68	3.47	3.29	3.13
1,700	5.88	2.42	3.68	3.46	3.27	3.09	2.94
1,800	5.56	2.36	3.48	3.27	3.09	2.93	2.78
1,900	5.26	2.29	3.29	3.09	2.92	2.77	2.63
2,000	5.00	2.24	3.13	2.94	2.78	2.63	2.50
2,100	4.76	2.18	2.98	2.80	2.64	2.51	2.38
2,200	4.55	2.13	2.84	2.68	2.53	2.39	2.28
2,300	4.35	2.09	2.72	2.56	2.42	2.29	2.18
2,400	4.17	2.04	2.61	2.45	2.32	2.19	2.09
2,500	4.00	2.00	2.50	2.35	2.22	2.11	2.00
2,600	3.85	1.96	2.41	2.26	2.14	2.03	1.93
2,700	3.70	1.92	2.31	2.18	2.06	1.95	1.85
2,800	3.57	1.89	2.23	2.10	1.98	1.88	1.79
2,900	3.45	1.86	2.16	2.03	1.92	1.82	1.73
3,000	3.33	1.82	2.08	1.96	1.85	1.75	1.67
3,100	3.23	1.80	2.02	1.90	1.79	1.70	1.62
3,200	3.13	1.77	1.96	1.84	1.74	1.65	1.57
3,300	3.03	1.74	1.89	1.78	1.68	1.59	1.52
3,400	2.94	1.71	1.84	1.73	1.63	1.55	1.47
3,500	2.86	1.69	1.79	1.68	1.59	1.51	1.43

別紙

国土強靱化関連事業における工事看板の取扱いについての特記仕様書

次のとおり工事看板に国土強靱化対策事業であることを記載し、地域住民等に対して発信することとします。

1. 工事看板の記載内容

健全な森林づくりのための〇〇（地拵／植付／下刈／除伐／除伐Ⅱ類／獣害対策）を行っています 国土強靱化対策事業

2. 留意事項

造林事業請負標準仕様書第4条第7項により設置を義務付けしている看板等とは別に、新規で看板を制作することは不要です。これまで設置していた看板等に、上記「1. 工事看板の記載内容」の文章を追加してください。



看板等への記載イメージ